

民法等の一部を改正する法律案新旧対照条文 目次

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）（第一条関係）	1
二 家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）（第二条関係）	7
三 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（第三条関係）	9
四 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（第四条関係）	15
五 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（附則第七条関係）	17
六 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）（附則第八条関係）	18
七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）（附則第九条関係）	19
八 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）（附則第十条関係）	20
九 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（附則第十一条関係）	21
十 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）（附則第十二条関係）	22
十一 建設業法（昭和二十四年法律第百号）（附則第十三条関係）	24
十二 古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）（附則第十四条関係）	26
十三 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）（附則第十五条関係）	27
十四 屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）（附則第十六条関係）	28
十五 質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）（附則第十七条関係）	29
十六 建築土法（昭和二十五年法律第二百二号）（附則第十八条関係）	31
十七 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（附則第十九条関係）	33
十八 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）（附則第二十条関係）	34
十九 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）（附則第二十一条関係）	35
二十 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）（附則第二十二条関係）	36
二十一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）（附則第二十三条関係）	37
二十二 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）（附則第二十四条関係）	39

二十三	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）（附則第二十五条関係）	40
二十四	旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）（附則第二十六条関係）	42
二十五	自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）（附則第二十七条関係）	43
二十六	商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）（附則第二十八条関係）	44
二十七	刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第二百三十八号）（附則第十一条関係）	45
二十八	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第二百五十二号）（附則第三十条関係）	46
二十九	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第二百八十二号）（附則第三十一条関係）	47
三十	小型船造船業法（昭和四十一年法律第二百十九号）（附則第三十二条関係）	48
三十一	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）（附則第三十三条関係）	49
三十二	警備業法（昭和四十七年法律第二百十七号）（附則第三十四条関係）	50
三十三	建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）（附則第三十五条関係）	51
三十四	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）（附則第三十六条関係）	52
三十五	浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）（附則第三十七条関係）	53
三十六	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）（附則第三十八条関係）	54
三十七	鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）（附則第四十条関係）	55
三十八	港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）（附則第四十一条関係）	56
三十九	遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）（附則第四十二条関係）	57
四十	貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（附則第四十三条関係）	58
四十一	保険業法（平成七年法律第二百五号）（附則第四十四条関係）	59
四十二	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百十四号）（附則第四十五条関係）	60
四十三	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第二百四号）（附則第四十六条関係）	61
四十四	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第二百四十九号）（附則第四十七条関係）	62
四十五	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）（附則第四十八条関係）	63
		64
		65
		66
		67
		68
		69

四十六	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）	（附則第五十条関係）	71
四十七	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）	（附則第五十一条関係）	73
四十八	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）	（附則第五十二条関係）	76
四十九	人事訴訟法（平成十五年法律第一百九号）	（附則第五十三条関係）	77
五十	破産法（平成十六年法律第七十五号）	（附則第五十四条関係）	78
五一	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）	（附則第五十五条関係）	78
五十二	探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）	（附則第五十六条関係）	79
五十三	賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律（平成二十三年法律第 号）	（附則第五十七条関係）	81

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）</p> <p>第七百六十六条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者は父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。</p> <p>2 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。</p>	<p>（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）</p> <p>第七百六十六条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者その他監護について必要な事項は、その協議で定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、これを定める。</p>
<p>（十五歳未満の者を養子とする縁組）</p> <p>第七百九十七条 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>2 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の監護をすべき者を変更し、その他監護について相当な処分を命ずることができる。</p>
<p>（十五歳未満の者を養子とする縁組）</p> <p>第七百九十七条 （同上）</p>	<p>3 前二項の規定によつては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。</p> <p>2 法定代理人が前項の承諾をするには、養子となる者の父母でその監護をすべき者であるものが他にあるときは、その同意を得なければならぬ。養子となる者の父母で親権を停止されているものがあるときも、同じ。</p>

様とする。

(監護及び教育の権利義務)

第八百二十条 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

(懲戒)

第八百二十二条 親権を行う者は、第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。

(削る)

第八百二十二条 親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。
2) 子を懲戒場に入れる期間は、六箇月以下の範囲内で、家庭裁判所が定める。ただし、この期間は、親権を行う者の請求によって、いつでも短縮することができる。

(親権喪失の審判)

第八百三十四条 父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適当であることにより子の利益を著しく害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について親権喪失の審判をすることができる。ただし、一年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは、この限りでない。

(親権停止の審判)

第八百三十四条の二 父又は母による親権の行使が困難又は不適當である

(監護及び教育の権利義務)

第八百二十条 親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

(懲戒)

第八百二十二条 親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。

第八百三十四条 父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、家庭裁判所は、子の親族又は検察官の請求によつて、その親権の喪失を宣告することができる。

ことにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権停止の審判をすることができる。

- 2| 家庭裁判所は、親権停止の審判をするときは、その原因が消滅するまでに要すると見込まれる期間、子の心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して、二年を超えない範囲内で、親権を停止する期間を定める。

(管理権喪失の審判)

第八百三十五条 父又は母による管理権の行使が困難又は不適当であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、管理権喪失の審判をすることができる。

(親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消し)

第八百三十六条 第八百三十四条本文、第八百三十四条の二第一項又は前条に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人又はその親族の請求によって、それぞれ親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判を取り消すことができる。

(未成年後見人の選任)

第八百四十条 (略)

- 2| 未成年後見人がある場合においても、家庭裁判所は、必要があると認

(管理権の喪失の宣告)

第八百三十五条 親権を行う父又は母が、管理が失当であつたことによつてその子の財産を危うくしたときは、家庭裁判所は、子の親族又は検察官の請求によつて、その管理権の喪失を宣告することができる。

(親権又は管理権の喪失の宣告の取消し)

第八百三十六条 前二条に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人又はその親族の請求によつて、前二条の規定による親権又は管理権の喪失の宣告を取り消すことができる。

(未成年後見人の選任)

第八百四十条 (同上)

(新設)

めるときは、前項に規定する者若しくは未成年後見人の請求により又は職権で、更に未成年後見人を選任することができる。

- 3| 未成年後見人を選任するには、未成年被後見人の年齢、心身の状態並びに生活及び財産の状況、未成年後見人となる者の職業及び経歴並びに未成年被後見人との利害関係の有無（未成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と未成年被後見人との利害関係の有無）、未成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。

（父母による未成年後見人の選任の請求）

第八百四十二条 父若しくは母が親権若しくは管理権を辞し、又は父若しくは母について親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判があつたことによつて未成年後見人を選任する必要が生じたときは、その父又は母は、遅滞なく未成年後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

（父母による未成年後見人の選任の請求）

第八百四十二条 父又は母が親権若しくは管理権を辞し、又は親権を失つたことによつて未成年後見人を選任する必要が生じたときは、その父又は母は、遅滞なく未成年後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

（未成年後見人の数）

第八百四十二条 未成年後見人は、一人でなければならない。

（後見監督人の選任）

第八百四十九条 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被後見人、その親族若しくは後見人の請求により又は職権で、後見監督人を選任することができる。

（新設）

第八百四十九条 前条の規定により指定した未成年後見監督人がない場合において必要があると認めるときは、家庭裁判所は、未成年被後見人、その親族若しくは未成年後見人の請求により又は職権で、未成年後見監

(未成年後見人が数人ある場合の権限の行使等)

第八百五十七条の二 未成年後見人が数人あるときは、共同してその権限

を行使する。

2| 未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、その一部の
者について、財産に関する権限のみを行使すべきことを定めることがで
きる。

3| 未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、財産に関する
権限について、各未成年後見人が単独で又は数人の未成年後見人が事
務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができる。

4| 家庭裁判所は、職権で、前二項の規定による定めを取り消すことがで
きる。

5| 未成年後見人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対
してすれば足りる。

(新設)

改	正	案	現	行
第九条 家庭裁判所は、次に掲げる事項について審判を行う。	第九条 (同上)	甲類	第九条 (同上)	甲類
一 (八の二) (略)	一 (八の二) (同上)	九 削除	九 民法第八百二十二条又は第八百五十七条(同法第八百六十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定による懲戒に関する許可その他の処分	十・十一 (略)
十二 民法第八百三十四条から第八百三十六条までの規定による親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判及びその取消し	十二 民法第八百二十四条から第八百三十六条までの規定による親権喪失、親権停止又は管理権の喪失の宣告及びその取消し	十三 (略)	十三 (同上)	十四 民法第八百四十三条第一項から第三項まで(同法第八百七十六条の二第二項及び第七項の規定を準用する場合を含む。)、第八百四十九条、第八百七十六条の二第一項、第八百七十六条の三第一項、第八百七十六条の七第一項又は第八百七十六条の八第一項の規定による後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人の選任
十五 (八の二) (略)	十五 (八の二) (同上)	十五 (八の二) (略)	十五 (八の二) (同上)	十五 (八の二) (略)
十八 民法第八百五十七条の二第二項から第四項まで(同法第八百五十九条の二第一項及び第二項(これらの規定を同	十八 民法第八百五十九条の二第一項及び第二項(これらの規定を同			

十二条において準用する場合を含む。) 又は第八百五十九条の二第一項及び第二項(これらの規定を同法第八百五十二条、第八百七十六条の三第二項、第八百七十六条の八第二項及び第八百七十六条の十第一項及び第二項(これらの規定を同法第八百七十六条の八第二項及び第八百七十六条の十第一項による数人の成年後見人の成年後見人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人の規定による数人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人の権限の行使についての定め及びその取消し

十九一三十九 (略)

乙類

一一三 (略)

四 民法第七百六十六条第二項又は第三項(これらの規定を同法第

七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。)の規定による子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分

(2)

五一十 (略)

十九一三十九 (同上)

乙類

一一三 (同上)

四 民法第七百六十六条第一項又は第二項(これらの規定を同法第

七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。)の規定による子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分

(2)

五一十 (同上)

法第八百五十二条、第八百七十六条の三第二項、第八百七十六条の五第二項、第八百七十六条の八第二項及び第八百七十六条の十第一項において準用する場合を含む。)の規定による数人の成年後見人の成年後見人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人の権限の行使についての定め及びその取消し

改 正 案 現 行

第八条 第七項、第二十七条第六項、第三十三条第五項、第三十三条の十五第三項、第四十六条第三項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。

② ⑥ (略)

⑦ 社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会（第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会とする。第二十七条第六項、第三十三条第五項、第三十三条の十二第一項及び第三項、第三十三条の十三、第三十三条の十五、第四十六条第四項並びに第五十九条第五項及び第六項において同じ。）は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、がん具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

第二十七条の三 都道府県知事は、たまたま児童の行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは、第三十三条

第二十七条の三 都道府県知事は、たまたま児童の行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは、第三十三条

第八条 第七項、第二十七条第六項、第三十三条の十五第三項、第四十六条第三項及び第五十九条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。

② ⑥ (同上)

⑦ 社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会（第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会とする。第二十七条第六項、第三十三条第五項、第三十三条の十二第一項及び第三項、第三十三条の十三、第三十三条の十五、第四十六条第四項並びに第五十九条第五項及び第六項において同じ。）は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、がん具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

、第三十三条の二及び第四十七条の規定により認められる場合を除き、事件を家庭裁判所に送致しなければならない。

第三十条の二 都道府県知事は、小規模住居型児童養育事業を行う者、里親（第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親に限る。第三十三条の八第二項、第三十三条の十、第三十三条の十四第二項、第四十四条の三、第四十五条の二、第四十六条第一項、第四十七条及び第四十八条において同じ。）及び児童福祉施設の長並びに前条第一項に規定する者に、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせることができる。

第三十三条（略）

②～④（略）

⑤ 前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行

う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後二月を経過するごとに、都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該児童に係る

第二十八条第一項の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る第三十三条の七の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求がされる場合は、この限りでない。

第三十三条の二 児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権を行ふ者

及び第四十七条の規定により認められる場合を除き、事件を家庭裁判所に送致しなければならない。

第三十条の二 都道府県知事は、小規模住居型児童養育事業を行う者、里親（第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親に限る。第三十三条の十、第三十三条の十四第二項、第四十四条の三、第四十五条の二、第四十六条第一項、第四十七条第二項及び第四十八条において同じ。）及び児童福祉施設の長並びに前条第一項に規定する者に、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせることができる。

第三十三条（同上）

②～④（同上）

（新設）

（新設）

又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならぬ。

い。

- ② 児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に關し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。
- ③ 前項の児童の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不當に妨げてはならない。

- ④ 第二項の規定による措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。

（新設）

（新設）

第三十三条の二の二 児童相談所長は、一時保護を加えた児童の所持する物であつて、一時保護中本人に所持させることが児童の福祉を損なうおそれがあるものを保管することができる。

② 児童相談所長は、前項の規定により保管する物で、腐敗し、若しくは滅失するおそれがあるもの又は保管に著しく不便なものは、これを売却してその代価を保管することができる。

③ （略）

④ 児童相談所長は、前項に規定する返還請求権を有する者を知ることができないとき、又はその者の所在を知ることができないときは、返還請

第三十三条の二 児童相談所長は、一時保護を加えた児童の所持する物であつて、一時保護中本人に所持させることが児童の福祉をそこなう虞があるものを保管することができる。

② 児童相談所長は、前項の規定により保管する物で、腐敗し、若しくは滅失する虞があるもの又は保管に著しく不便なものは、これを売却してその代価を保管することができる。

③ （同上）

④ 児童相談所長は、前項に規定する返還請求権を有する者を知ることができないとき、又はその者の所在を知ことができないときは、返還請

求権を有する者は、六月以内に申し出るべき旨を公告しなければならない。

⑤ ⑦ (略)

第三十三条の七 児童又は児童以外の満二十歳に満たない者（以下「児童等」という。）の親権者に係る民法第八百三十四条本文、第八百三十四条の二第一項、第八百三十五条又は第八百三十六条の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求は、これらの規定に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

第三十三条の八 児童相談所長は、親権を行う者のない児童等について、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならない。

② 児童相談所長は、前項の規定による未成年後見人の選任の請求に係る児童等（小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託中若しくは児童福祉施設に入所中の児童等又は一時保護中の児童を除く。）に対し、親権を行ふ。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

第三十四条の十九 本人又はその同居人が次の各号（同居人にあつては、

求権を有する者は、六箇月以内に申し出るべき旨を公告しなければならない。

⑤ ⑦ (同上)

第三十三条の七 児童又は児童以外の満二十歳に満たない者（次条及び第三十三条の九において「児童等」という。）の親権者が、その親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百三十四条の規定による親権喪失の宣告の請求は、同条に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

第三十三条の八 児童相談所長は、親権を行う者及び未成年後見人のない児童等について、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならない。

② 児童相談所長は、前項の規定による未成年後見人の選任の請求に係る児童等（児童福祉施設に入所中の児童を除く。）に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

第三十四条の十九 本人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当する

第一号を除く。)のいづれかに該当する者は、養育里親となることができない。

一 (略)

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることとなるまでの者

三・四 (略)

② 都道府県知事は、養育里親又はその同居人が前項各号(同居人があつては、同項第一号を除く。)のいづれかに該当するに至つたときは、当該養育里親を直ちに養育里親名簿から抹消しなければならない。

第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

② 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託

中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行いうる者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

(新設)

② 都道府県知事は、養育里親について前項各号のいづれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに養育里親名簿から抹消しなければならない。

一 (同上)

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることとなるまでの者

三・四 (同上)

第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

② 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行いうる者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及

及び懲戒に關し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができ
る。

④ 前項の児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による

措置を不當に妨げてはならない。

⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保する

ため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後
見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児
童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速や
かに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しく
は入所給付決定、第二十一条の六若しくは第二十七条第一項第三号の措
置又は保育の実施等を行つた都道府県又は市町村の長に報告しなければ
ならない。

(新設)

び懲戒に關し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。

	改 正 案	現 行
第七十九条 第六十三条第一項の規定は、民法第八百十九条第三項ただし書若しくは第四項の協議に代わる審判が確定し、又は親権者変更の裁判が確定した場合において親権者に、親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの裁判が確定した場合においてその裁判を請求した者について準用する。	第七十九条 第六十三条第一項の規定は、民法第八百十九条第三項ただし書若しくは第四項の協議に代わる裁判が確定し、若しくは親権者変更の裁判が確定した場合又は父母の一方が親権若しくは管理権の喪失の宣告を受け他の一方がその権利を行う場合において親権者に、親権又は管理権の喪失の宣告の取消しの裁判が確定した場合においてその裁判を請求した者について準用する。	
第八十一条 民法第八百三十八条第一号に規定する場合に開始する後見（以下「未成年者の後見」という。）の開始の届出は、同法第八百三十九条の規定による指定をされた未成年後見人が、その就職の日から十日以内に、これをしなければならない。	第八十一条 民法第八百三十八条第一号に規定する場合に開始する後見（以下「未成年者の後見」という。）の開始の届出は、未成年後見人が、その就職の日から十日以内に、これをしなければならない。	
② 届書には、次に掲げる事項を記載し、未成年後見人の指定に関する遺言の謄本を添付しなければならない。	② 届書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	
一・二 （略）	一・二 （同上）	
第八十二条 未成年後見人が死亡し、又は民法第八百四十七条第二号から第五号までに掲げる者に該当することとなつたことによりその地位を失つたことによつて未成年後見人が欠けたときは、後任者は、就職の日から十日以内に、未成年後見人が地位を失つた旨の届出をしなければなら	第八十二条 未成年後見人が更迭した場合には、後任者は、就職の日から十日以内にその旨を届け出なければならない。この場合には、前条第二項の規定を準用する。	

ない。

② 数人の未成年後見人の一部の者が死亡し、又は民法第八百四十七条第二号から第五号までに掲げる者に該当することとなつたことによりその

地位を失つたときは、他の未成年後見人は、その事実を知つた日から十日以内に、未成年後見人が地位を失つた旨の届出をしなければならない

③ 未成年者、その親族又は未成年後見監督人は、前二項の届出をすることができる。

④ 届書には、未成年後見人がその地位を失つた原因及び年月日を記載しなければならない。

(新設)

(新設)

第八十三条 削除

第八十三条 遺言による未成年後見人指定の場合には、指定に関する遺言の謄本を届書に添付しなければならない。

② 未成年後見人選任の裁判があつた場合には、裁判の謄本を届書に添付しなければならない。

五 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（附則第七条関係）

改 正 案	第百四十四条（略） ② 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に 関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に 対しても、同項の刑を科する。	現 行
	第百四十四条（同上） （新設）	

六 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）（附則第八条関係）

	改 正 案	現 行
	（許可の欠格事由）	（許可の欠格事由）
第三十二条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第三十条第一項の許可をしてはならない。	第三十二条 （同上）	第三十二条 （同上）
一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第四十八条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等处罚に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から起算して五年を経過しない者	一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第四十八条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等处罚に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から起算して五年を経過しない者	一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第四十八条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等处罚に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
二・三 （略）	二・三 （同上）	二・三 （同上）
四 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人人が前三号又は次号のいずれかに該当するもの	四 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人人が前三号のいずれかに該当するもの	四 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人人が前三号のいずれかに該当するもの
五 （略）	五 （同上）	五 （同上）

七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（附則第九条関係）

改 正 案	現 行
（許可の基準）	（許可の基準）
第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。	第四条 （同上）
一～七の二 （略）	一～七の二 （同上）
八 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が風俗営業者の相続人であつて、その法定代理人が前各号及び次号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。	八 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が風俗営業者の相続人であつて、その法定代理人が前各号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。
九 （略）	九 （同上）
2～4 （略）	2～4 （同上）

改

正

案

現

行

（許可の欠格事由）

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第四十八条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二〇四 （略）

五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

六 （略）

（許可の欠格事由）

第五十六条（同上）

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第四十八条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二〇四（同上）

五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

六（同上）

九 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（附則第十一条関係）

改 正 案	現 行
<p>第二十八条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十九条又は第四十一条の規定を適用しない罪に当たる事件について、被告人又は被疑者が意思能力を有しないときは、その法定代理人（二人以上あるときは、各自以下同じ。）が、訴訟行為についてこれを代理する。</p>	<p>第二十八条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十九条又は第四十一条の規定を適用しない罪に当たる事件について、被告人又は被疑者が意思能力を有しないときは、その法定代理人（親権者が二人あるときは、各自以下同じ。）が、訴訟行為についてこれを代理する。</p>

	改 正 案	現 行
（都道府県知事又は児童相談所長の送致）	第六条の七 (略)	第六条の七 (同上)
2 都道府県知事又は児童相談所長は、児童福祉法の適用がある少年について、たまたま、その行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは、同法第三十三条、第三十三条の二及び第四十七条の規定により認められる場合を除き、これを家庭裁判所に送致しなければならない。	（都道府県知事又は児童相談所長の送致）	（都道府県知事又は児童相談所長の送致）
（被害者等に対する通知）	第三十一条の二 家庭裁判所は、第三条第一項第一号又は第二号に掲げる少年に係る事件を終局させる決定をした場合において、最高裁判所規則の定めるところにより当該事件の被害者等から申出があるときは、その申出をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、その通知をすることが少年の健全な育成を妨げるおそれがあり相当でないと認められるものについては、この限りでない。	第三十一条の二 (同上)
一 少年及びその法定代理人の氏名及び住居（法定代理人が法人である場合には、その名称又は商号及び主たる事務所又は本店の所在地）	一 少年及びその法定代理人の氏名及び住居	

2 · 3

(略)

2 · 3

(同上)

	改 正 案	現 行
	（許可申請書の添付書類）	（許可申請書の添付書類）
第六条 前条の許可申請書には、国土交通省令の定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。	第六条 （同上）	第六条 （同上）
一・三 （略）	一・三 （同上）	一・三 （同上）
四 許可を受けようとする者（法人である場合においては当該法人、その役員及び政令で定める使用人、個人である場合においてはその者及び政令で定める使用人）及び法定代理人（法人である場合においては当該法人及びその役員）が第八条各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面	四 許可を受けようとする者（法人である場合においては当該法人、その役員及び政令で定める使用人、個人である場合においてはその者及び政令で定める使用人）及び法定代理人が第八条各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面	四 許可を受けようとする者（法人である場合においては当該法人、その役員及び政令で定める使用人、個人である場合においてはその者及び政令で定める使用人）及び法定代理人が第八条各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面
五・六 （略）	五・六 （同上）	五・六 （同上）
2 （略）	2 （同上）	2 （同上）
第八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれか（許可の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第七号から第十一号までのいずれか）に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。	第八条 （同上）	第八条 （同上）
一・六 （略）	一・六 （同上）	一・六 （同上）

七 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

八 (略)

九 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号(法人でその役員のうちに第一号から第四号まで又は第六号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。)のいずれかに該当するもの

十・十一 (略)

七 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

八 (同上)

九 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

十・十一 (同上)

十二 古物営業法（昭和二十四年法律第八百八号）（附則第十四条関係）

改 正 案	現 行
（許可の基準）	（許可の基準）
第四条 公安委員会は、前条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可をしてはならない。	第四条 （同上）
一 （略）	一 （同上）
二 禁錮以上の刑に処せられ、又は第三十一条に規定する罪若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十七条、第二百五十四条若しくは第二百五十六条第二項に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた日から起算して五年を経過しない者	二 禁錮以上の刑に処せられ、又は第三十一条に規定する罪若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十七条、第二百五十四条若しくは第二百五十六条第二項に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた日から起算して五年を経過しない者
三・五 （略）	三・五 （同上）
六 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が古物商又は古物市場主の相続人であつて、その法定代理人人が前各号及び第八号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。	六 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が古物商又は古物市場主の相続人であつて、その法定代理人人が前各号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。
七・八 （略）	七・八 （同上）

十三 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）（附則第十五条関係）

改 正 案	現 行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第五十五条の六 国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は登録申請書若しくは添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一・三 （略）</p> <p>四 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人でその法定代理人が前三号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>五・六 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第五十五条の六 （同上）</p> <p>一・三 （同上）</p> <p>四 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人でその法定代理人が前三号のいずれかに該当するもの</p> <p>五・六 （同上）</p> <p>2 （同上）</p>

改	正	案	現	行
第十条 (略)				
2 前条の条例は、前項第一号から第四号までに掲げる事項について、次に掲げる基準に従つて定めなければならない。	2 (同上)	第十条 (同上)		
一 (略)	一 (同上)	二 (同上)		
二 前項第二号に掲げる登録の要件に関する事項は、登録を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならないものとすること。	二 (略)	三 (略)		
イ・二 (略)	イ・二 (同上)	四 (略)		
ホ 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからニまで又はヘのいずれかに該当するもの	ホ 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからニまでのいずれかに該当するもの	五 (略)		
ヘ・ト (略)	ヘ・ト (同上)	六 (略)		
三・四 (略)	三・四 (同上)	七 (略)		

改 正 案 現 行

（許可の基準）

第三条 公安委員会は、前条第一項の規定による許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可をしてはならない。

一 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた後、三年を経過しない者

二・三 （略）

四 営業について成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人。ただし、その者が質屋の相続人であつて、その法定代理人が前三号、第六号及び第九号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。

五・十 （略）

2・3 （略）

（許可の取消し又は停止）

第二十五条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合において

必要があると認めるときは、質屋の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて質屋営業の停止を命ずることができる。

一 質屋が他の法令に違反して、禁錮以上の刑に処せられたとき、又は

（許可の基準）

第三条 公安委員会は、第二条第一項の規定による許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可をしてはならない。

一 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた後、三年を経過しない者

二・三 （同上）

四 営業について成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人。ただし、その者が質屋の相続人であつて、その法定代理人が前三号のいずれか又は第六号に該当しない場合を除くものとする。

五・十 （同上）

2・3 （同上）

（許可の取消し又は停止）

第二十五条 （同上）

一 質屋が他の法令に違反して、禁錮以上の刑に処せられたとき、又は

罰金の刑に処せられその情状が質屋として不適当なとき。

二 質屋が第三条第一項第三号、第五号若しくは第八号に該当したとき
又は質屋が法人である場合においてその業務を行う役員のうちに同
項第一号若しくは第三号から第六号までのいずれかに該当した者若し
くは許可の取消し若しくは営業の停止をしようとするとき以前三年以
内に第五条の規定に違反して罰金の刑に処せられた者若しくは許可の
取消し若しくは営業の停止をしようとするとき以前三年以内に他の法
令に違反して罰金の刑に処せられその情状が質屋として不適当な者が
あるに至つたとき。

三 質屋の法定代理人が第三条第一項第一号、第二号若しくは第六号に
該当し、若しくは該当するに至つたとき若しくは許可の取消し若しく
は営業の停止をしようとするとき以前三年以内に他の法令の規定に違
反して罰金の刑に処せられその情状が質屋として不適当なとき又は質
屋の法定代理人が法人である場合においてその業務を行う役員のうち
に同項第一号若しくは第三号から第六号までのいずれかに該当した者
若しくは許可の取消し若しくは営業の停止をしようとするとき以前三
年以内に第五条の規定に違反して罰金の刑に処せられた者若しくは許
可の取消し若しくは営業の停止をしようとするとき以前三年以内に他
の法令に違反して罰金の刑に処せられその情状が質屋として不適当な
者があるに至つたとき。

四 (略)

2 四 (同上)

罰金の刑に処せられその情状が質屋として不適当なとき。

二 質屋が第三条第一項第三号、第五号若しくは第八号に該当したとき
又は質屋が法人である場合においてその業務を行う役員のうちに第
三条第一項第一号若しくは第三号から第六号までのいずれかに該当し
た者若しくは許可の取消し若しくは営業の停止をしようとするとき以
前三年以内に第五条の規定に違反して罰金の刑に処せられた者若しく
は許可の取消し若しくは営業の停止をしようとするとき以前三年以内
に他の法令に違反して罰金の刑に処せられその情状が質屋として不適
当な者があるに至つたとき。

三 質屋の法定代理人が第三条第一項第一号、第二号若しくは第六号に
該当し、若しくは該当するに至つたとき又は許可の取消し若しくは営
業の停止をしようとするとき以前三年以内に他の法令の規定に違反し
て罰金の刑に処せられその情状が質屋として不適当なとき。

	改 案	現 行
	（登録の拒否）	（登録の拒否）
第二十三条の四 都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合又は登録申請書に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、その登録を拒否しなければならない。	第二十三条の四 （同上）	第二十三条の四 （同上）
一・四 （略）	一・四 （同上）	一・四 （同上）
五 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの	五 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの	五 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前号に該当するもの
六・七 （略）	六・七 （同上）	六・七 （同上）
2 都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を拒否することができる。	2 （同上）	2 （同上）
一 （略）	一 （同上）	一 （同上）
二 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前号に該当するもの	二 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前号に該当するもの	二 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前号に該当するもの
三 （略）	三 （同上）	三 （同上）
3 （略）		

(監督処分)

第二十六条 都道府県知事は、建築士事務所の開設者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該建築士事務所の登録を取り消さなければならない。

一 (略)

二 第二十三条の四第一項第一号、第二号、第五号（同号に規定する未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が同項第四号に該当するものに係る部分を除く。）、第六号（法人でその役員のうちに同項第四号に該当する者のあるものに係る部分を除く。）又は第七号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 (略)

2
3
4

(監督処分)

第二十六条 都道府県知事は、建築士事務所の開設者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該建築士事務所の登録を取り消さなければならない。

一 (同上)

二 第二十三条の四第一項第一号、第二号、第五号（同号に規定する未成年者でその法定代理人が同項第四号に該当するものに係る部分を除く。）、第六号（法人でその役員のうちに同項第四号に該当する者のあるものに係る部分を除く。）又は第七号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 (同上)

2
3
4

改 正 案	現 行
<p>（許可の基準及び意見の聴取）</p> <p>第十五条 （略）</p> <p>2 主務大臣は、第九条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条の許可をしてはならない。</p> <p>一 発起人のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）又はこの法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外國の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行の終わつた日又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過しない者</p> <p>二・ヌ （略）</p> <p>ル 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代表人がイからヌまで又はヲのいずれかに該当するもの</p> <p>ヲ （略）</p> <p>二 （略）</p>	<p>（許可の基準及び意見の聴取）</p> <p>第十五条 （同上）</p> <p>2 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>イ・ロ （同上）</p> <p>ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）又はこの法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外國の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行の終わつた日又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過しない者</p> <p>二・ヌ （同上）</p> <p>ル 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代表人がイからヌまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ヲ （同上）</p> <p>二 （同上）</p>
3 3 11	11

十八 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）（附則第二十条関係）

改 正 案	現 行
（裁定の申請）	（裁定の申請）
第二十五条の二 （略）	第二十五条の二 （同上）
2 申請書には、次の各号に掲げる事項を記載し、申請人又は代理人がこれに署名押印しなければならない。	2 （同上）
一 （略）	一 （同上）
二 法定代理人の氏名又は名称及び住所	二 法定代理人の氏名及び住所
三・七 （略）	三・七 （同上）
3・4 （略）	3・4 （同上）

改

正

案

現

行

（許可基準）

第六条 （略）

2 國土交通大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、港湾運送事業の許可をしなければならない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二・三 （略）

四 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であつて、その法定代理人が前三号又は次号のいずれかに該当する者であるもの

五 （略）

（許可基準）

第六条 （同上）

2 地方裁判所の判決によつて、前項の規定による審査の対象となることがなくなつた日から五年を経過しない者

二・三 （同上）

四 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であつて、その法定代理人が前三号のいずれかに該当する者であるもの

五 （同上）

二十一 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）（附則第二十二条関係）

改

正

案

現

行

（許可の基準等）

第四十六条の六 （略）

2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかるわらず、前条第一項本文の許可を与えない。

一・六 （略）

七 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

八・九 （略）

（許可の基準等）

第四十六条の六 （同上）

2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかるわらず、前条第一項本文の許可を与えない。

一・六 （同上）

七 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

八・九 （同上）

3 （略）

	改	正	案	現	行
第七条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、一般旅客自動車運送事業の許可をしてはならない。				（欠格事由）	
一 許可を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していな者であるとき。				第七条 （同上）	（欠格事由）
二 （略）					
三 許可を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前二号又は次号のいずれかに該当する者であるとき。				一 許可を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していな者であるとき。	
四 （略）				二 （同上）	
（免許基準）				三 許可を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前二号のいずれかに該当する者であるとき。	
第四十九条 （略）					
2 國土交通大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の場合を除いて、自動車道事業の免許をしなければならない。					
一 免許を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年					

を経過していない者であるとき。

二 (略)

三 免許を受けようとする者が営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前二号又は次号のいずれかに該当する者であるとき。

四 (略)

(登録の拒否)

第七十九条の四 国土交通大臣は、第七十九条の二の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一 申請者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。

二 (略)

三 申請者が自家用有償旅客運送の業務に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前二号又は次号のいずれかに該当する者であるとき。

四 (略)

2

を経過していない者であるとき。

二 (同上)

三 免許を受けようとする者が営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

四 (同上)

(登録の拒否)

第七十九条の四 (同上)

一 申請者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。

二 (同上)

三 申請者が自家用有償旅客運送の業務に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

四 (同上)

2

改 正 案 現 行

（認証基準）

第八十条 地方運輸局長は、前条の規定による申請が次に掲げる基準に適合するときは、自動車分解整備事業の認証をしなければならない。

一 （略）

二 申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。

イ 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ （略）

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であつて、その法定代理人がイ、ロ又は二のいずれかに該当するもの

二 （略）

2

（認証基準）

第八十条 （同上）

一 （同上）

二 （同上）

イ 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ （同上）

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であつて、その法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

二 （同上）

2

	改 正 案	現 行
	（免許の基準）	（免許の基準）
第五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の免許を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は免許申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、免許をしてはならない。	第五条 （同上）	第五条 （同上）
一～二の三 （略）	一～二の三 （同上）	一～二の三 （同上）
三 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者	三 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者	三 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受け
三の二～五 （略）	三の二～五 （同上）	三の二～五 （同上）
六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの	六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの	六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
七～九 （略）	七～九 （同上）	七～九 （同上）
2 （略）	2 （同上）	2 （同上）
（指示及び業務の停止）	（指示及び業務の停止）	（指示及び業務の停止）
第六十五条 （略）	第六十五条 （同上）	第六十五条 （同上）
2 土地交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該宅地建物取引		

業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一・五 (略)

六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が業務の停止をしようとするとき以前五年以内に宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

七・八 (略)

3・4 (略)

(免許の取消し)

第六十六条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該免許を取り消さなければならない。

一 (略)

二 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が第五条第一項第一号から第三号の二までのいずれかに該当するに至つたとき。

三・九 (略)

2 (略)

一・五 (同上)

六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が業務の停止をしようとするとき以前五年以内に宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

七・八 (同上)

3・4 (同上)

(免許の取消し)

第六十六条 (同上)

一 (同上)

二 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人（法定代理人が第五条第一項第一号から第三号の二までのいずれかに該当するに至つたとき。

三・九 (同上)

2 (同上)

	改 正 案	現 行
	（登録の拒否）	
第六条 観光庁長官は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。		
一 （略）		
二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していない者		
三 （略）		
四 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前三号又は第六号のいずれかに該当するもの		
五十九 （略）		
2 （略）		
	（登録の拒否）	
第六条 （同上）		
一 （同上）		
二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していない者		
三 （同上）		
四 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前三号のいずれかに該当するもの		
五十九 （同上）		
2 （同上）		

二十五 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）（附則第二十七条関係）

改 正 案	現 行
（欠格事由）	（欠格事由）
第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の許可を受けること ができない。	第五条 （同上）
一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は 執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者	一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は 執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
二 （略）	二 （同上）
三 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被 後見人であつて、その法定代理人が前二号又は次号のいずれかに該当 するもの	三 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被 後見人であつて、その法定代理人が前二号のいずれかに該当するもの
四 （略）	四 （同上）

		改 正 案	現 行
		（後見人登記の登記事項等）	（後見人登記の登記事項等）
		第四十条 商法第六条第一項の規定による登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。	第四十条 （同上）
		一 後見人の氏名又は名称及び住所並びに当該後見人が未成年後見人又は成年後見人のいずれであるかの別	一 後見人の氏名又は名称及び住所
		二 (四) (略)	二 (四) (同上)
		五 数人の未成年後見人が共同してその権限を行使するとき、又は数人の成年後見人が共同してその権限を行使すべきことが定められたときは、その旨	五 数人の成年後見人が共同してその権限を行使すべきことが定められたときは、その旨
		六 数人の未成年後見人が単独でその権限を行使すべきことが定められたときは、その旨	六 数人の成年後見人が事務を分掌してその権限を行使すべきことが定められたときは、その旨及び各成年後見人が分掌する事務の内容
2	(略)	(新設)	(同上)

二十七 刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）（附則第十一條関係）

改 正 案	現 行
<p>（訴訟能力）</p> <p>第九条 （略）</p> <p>2 第三者が意思能力を有しないときは、その法定代理人（二人以上あるときは、各自）が、訴訟行為についてこれを代理する。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（訴訟能力）</p> <p>第九条 （同上）</p> <p>2 第三者が意思能力を有しないときは、その法定代理人（親権者が二人あるときは、各自）が、訴訟行為についてこれを代理する。</p> <p>3 （同上）</p>

二十八 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）（附則第三十条関係）

改 正 案	現 行
（登録の拒否）	（登録の拒否）
第二十五条 國土交通大臣又は都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。	第二十五条 （同上）
一 （略）	一 （同上）
二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは鑑定評価等業務に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者	二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは鑑定評価等業務に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
三～五 （略）	三～五 （同上）
六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人で、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの	六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人で、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
の	の
七 （略）	七 （同上）

二十九 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第二百八十二号）（附則第三十一条関係）

改 正 案 現 行

（発行者の指定）

第十八条 文部科学大臣は、義務教育諸学校において使用する教科用図書（学校教育法附則第九条に規定する教科用図書を除く。以下この章において同じ。）の発行を担当する者で次の各号に掲げる基準に該当するものを、その者の申請に基づき、教科用図書発行者として指定する。

一 次のいずれかに掲げる者でないものであること。

イ 二 （略）

本 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人で、その法定代理人がイからニまでのいずれかに該当するもの

2 二 （略）

（発行者の指定）

第十八条 （同上）

本 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人で、その法定代理人がイからハまでのいずれかに該当するもの

2 二 （同上）

三十 小型船造船業法（昭和四十一年法律第百十九号）（附則第三十二条関係）

	改 正 案	現 行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第七条 国土交通大臣は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第五条第一項の規定による登録の申請に係る特定設備が国土交通省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2</p> <p>四 （略）</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第七条 （同上）</p> <p>一・二 （同上）</p> <p>三 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人で、その法定代理人が前二号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>の</p> <p>四 （同上）</p> <p>2</p>	

三十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）（附則第三十三条関係）

改	正	案	現	行
			（一般廃棄物処理業）	
第七条	（略）		第七条	（同上）
254	（略）		254	（同上）
5	市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。		5	市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
一53	（略）		一53	（同上）
四	申請者が次のいずれにも該当しないこと。		四	（同上）
イ	（略）		イ	（同上）
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者		ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
ハト	（略）		ハト	（同上）
チ	當業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。）がイからトまでのいすれかに該当するもの		チ	當業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからトまでのいすれかに該当するもの
リ・ヌ	（略）		リ・ヌ	（同上）
6516			6516	（同上）

改 正 案	現 行
（警備業の要件）	（警備業の要件）
第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、警備業を営んではならない	第三条 （同上）
一 （略）	一 （同上）
二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者	二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
三～五 （略）	三～五 （同上）
六 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	六 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
七 （略）	七 （同上）
八 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が警備業者の相続人であつて、その法定代理人が前各号及び第十号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。	八 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が警備業者の相続人であつて、その法定代理人が前各号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。
九～十一 （略）	九～十一 （同上）

三十三 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）（附則第三十五条関係）

改 正 案 現 行

（欠格事由）

第十三条 前条第二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業主団体は、前条第一項の認定を受けることができない。

一（三）（略）

四 役員（法人でない事業主団体にあつては、その代表者又は管理人）のうちに次のいずれかに該当する者があるもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは読み替え後の職業

安定法の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定める
もの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第四十八条の規定を除く。）

により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、
第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しく

は第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年
法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法第七十三条
の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行
を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年
を経過しない者

口 （略）

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて

（欠格事由）

第十三条（同上）

四 役員（法人でない事業主団体にあつては、その代表者又は管理人）のうちに次のいずれかに該当する者があるもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは読み替え後の職業

安定法の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定める
もの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第四十八条の規定を除く。）

により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、
第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しく

は第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年
法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法第七十三条
の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行
を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年
を経過しない者

口 （同上）

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて

、その法定代理人（法定代理人が法人であるときは、当該法人又は

その役員）がイ又はロに該当するもの

（許可の欠格事由）

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する構成事業主は、前条第一項の

許可を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは読み替え後の労働者派遣法の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第四十八条の規定を除く。）により、若しくは刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等处罚に関する法律の罪若しくは出入国管理及び難民認定法第七十三条の二の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 ハ四 （略）

五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

六 （略）

（許可の欠格事由）

第三十二条 （同上）

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは読み替え後の労働者派遣法の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第四十八条の規定を除く。）により、若しくは刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等处罚に関する法律の罪若しくは出入国管理及び難民認定法第七十三条の二の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 ハ四 （同上）

五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

六 （同上）

改	正	案	現	行
(登録の申請)	(登録の申請)	(登録の申請)	(登録の申請)	(登録の申請)
<p>第四条 前条第一項の登録を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては内閣総理大臣に、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。</p> <p>一五三 (略)</p> <p>四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名、商号又は名称</p> <p>五九 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>一五三 (同上)</p> <p>四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名</p>			
(登録の拒否)	(登録の拒否)	(登録の拒否)	(登録の拒否)	(登録の拒否)
<p>第六条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p>	<p>第六条 (同上)</p>			

一〇三 (略)

四 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五〇七 (略)

八 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合は、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの

九〇十六 (略)

九〇十六 (同上)

八 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

五〇七 (同上)

九〇十六 (同上)

九〇十六 (同上)

一〇三 (同上)

四 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

	改 正 案	現 行
	（登録の拒否）	（登録の拒否）
	第二十四条 都道府県知事は、工事業登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請者若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。	第二十四条 （同上）
	一・四 （略）	一・四 （同上）
	五　淨化槽工事業に係る営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの	五　淨化槽工事業に係る営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
六・七 （略）	六・七 （同上）	六・七 （同上）
2 （略）	2 （同上）	2 （同上）
（許可の基準）	（許可の基準）	（許可の基準）
第三十六条 市町村長は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。	第三十六条 （同上）	第三十六条 （同上）
一 （略）	一 （同上）	一 （同上）
二 清掃業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。	二 （同上）	二 （同上）
イ・チ （略）		

り 済化槽清掃業に係る営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまで又はヌのいずれかに該当するもの

ヌ (略)

り 済化槽清掃業に係る営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ (同上)

改

正

案

現

行

（許可の欠格事由）

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第四十八条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二五八 （略）

九 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

十五十二 （略）

（許可の欠格事由）

第六条 （同上）

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第四十八条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二五八 （同上）

九 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

十五十二 （同上）

改 正 案	現 行
<p>（欠格事由）</p> <p>第六条 國土交通大臣は、鉄道事業の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可をしてはならない。</p> <p>一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>二・三 （略）</p> <p>四 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前三号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>五 （略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第六条 （同上）</p> <p>一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>二・三 （同上）</p> <p>四 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前三号のいずれかに該当するもの</p> <p>五 （同上）</p>

改 正 案 現 行

（許可の欠格事由）

第十三条 次の各号のいずれかに該当する事業主は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは読み替え後の労働者派遣法の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの、港湾運送事業法の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十号）の規定（同法第四十八条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者は執行を受けることにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二〇四 （略）

五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

六 （略）

（許可の欠格事由）

第十三条（同上）

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは読み替え後の労働者派遣法の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの、港湾運送事業法の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十号）の規定（同法第四十八条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者は執行を受けることにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二〇四（同上）

五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

六（同上）

三十九 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）（附則第四十二条関係）

改 正 案	現 行
（登録の申請）	（登録の申請）
第四条 前条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。以下「遊漁船業者の登録」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。	第四条 （同上）
一・三 （略）	一・三 （同上）
四 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、住所並びにその代表者及び役員の氏名）	四 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所
五・六 （略）	五・六 （同上）
2 （略）	2 （同上）
（登録の拒否）	（登録の拒否）
第六条 都道府県知事は、遊漁船業者の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。	第六条 （同上）
一・三 （略）	一・三 （同上）
四 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者	四 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 (略)

六 遊漁船業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

七～九 (略)

2 (略)

五 (同上)

六 遊漁船業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

七～九 (同上)

2 (同上)

改 正 案	現 行
（欠格事由） <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の許可を受けること ができない。</p> <p>一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は 執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>二 （略）</p> <p>三 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被 後見人であつて、その法定代理人が前二号又は次号のいずれかに該当するもの するもの</p> <p>四 （略）</p>	（欠格事由） <p>第五条 （同上）</p> <p>一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は 執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>二 （同上）</p> <p>三 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被 後見人であつて、その法定代理人が前二号のいずれかに該当するもの するもの</p> <p>四 （同上）</p>

改 正 案	現 行
（登録の拒否）	（登録の拒否）
第二百七十九条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。	第二百七十九条 （同上）
一 （略）	一 （同上）
二 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者	二 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
三〇七 （略）	三〇七 （同上）
八 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの	八 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
九〇十一 （略）	九〇十一 （同上）
254 （略）	254 （同上）

四十二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百二十四号）（附則第四十五条関係）

改	正	案	現	行
（欠格条項）				
第五十六条の七 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項本文の許可を与えない。				
一 （略）				
二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者				
三～六 （略）				
七 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの				
八・九 （略）				
（欠格条項）				
第五十六条の七 （同上）				
一 （同上）				
二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者				
三～六 （同上）				
七 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの				
八・九 （同上）				

四十三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第二百四号）（附則第四十六条関係）

改	正	案	現	行
		（登録の申請）		
第二十二条 解体工事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。	第二十二条 （同上）			
一～三 （略）	一～三 （同上）			
四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所へ法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）	四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所			
五 （略）	五 （同上）			
2 （略）	2 （同上）			
（登録の拒否）	（登録の拒否）			
第二十四条 都道府県知事は、解体工事業者の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。	第二十四条 （同上）			
一～四 （略）	一～四 （同上）			
五 解体工事業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者での法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの	五 解体工事業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者での法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの			
六・七 （略）	六・七 （同上）			

2

(略)

2

(同上)

四十四 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第二百四十九号）（附則第四十七条関係）

	改	正	案	現	行
（登録の申請）				（登録の申請）	
第四十五条 前条第一項又は第三項の規定により登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、国土交通大臣に次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。				第四十五条 （同上）	
一～三 （略）				一～三 （同上）	
四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）				四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）	
五 （略）				五 （同上）	
2 （略）				2 （同上）	
（登録の拒否）				（登録の拒否）	
第四十七条 国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。				第四十七条 （同上）	
一～六 （略）				一～六 （同上）	
七 マンション管理業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その				七 マンション管理業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの	

役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの

八〇十 (略)

(業務停止命令)

第八十二条 國土交通大臣は、マンション管理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該マンション管理業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一〇五 (略)

六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が業務の停止をしようとするとき以前二年以内にマンション管理業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

七 (略)

(業務停止命令)

第八十二条 (同上)

六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が業務の停止をしようとするとき以前二年以内にマンション管理業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき

四十五 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）（附則第四十八条関係）

改 正 案	現 行
（登録の申請）	（登録の申請）
第六条 前条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。	第六条 （同上）
一～三 （略）	一～三 （同上）
四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）	四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所
五～十五 （略）	五～十五 （同上）
2 （略）	2 （同上）
（登録の拒否）	（登録の拒否）
第八条 都道府県知事は、第五条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第六条第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。	第八条 （同上）
一～五 （略）	一～五 （同上）

六 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

七・九 （略）

2 （略）

（登録の取消し）

第二十六条 都道府県知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録事業の登録を取り消さなければならない。

一 （略）

二 登録事業者が次のイからハまでに掲げる場合に該当するときは、それぞれ當該イからハまでに定める者が、第八条第一項第一号から第三号まで又は第五号のいずれかに該当するに至つたとき。

イ 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合 法定代理人（法人である場合においては、その役員を含む。）

ロ・ハ （略）

三 （略）

2・3 （略）

六 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

七・九 （同上）

2 （同上）

（登録の取消し）

第二十六条 （同上）

一 （同上）

二 （同上）

イ 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合 法定代理人

ロ・ハ （同上）

三 （同上）

2・3 （同上）

改

正

案

現

行

（自動車運転代行業の要件）

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。

一 （略）

二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により、若しくは道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四条第一項、第四十三条第一項若しくは第七十八条（旅客の運送に係る部分に限る。）の規定若しくは道路交通法第七十五条第一項（第一号から第四号まで及び第七号については第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含むものとし、第五号及び第六号を除く。）の規定に違反し、若しくは同法第七十五条第二項（同条第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる行為に係る部分については第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含むものとし、同法第七十五条第一項第五号及び第六号に掲げる行為に係る部分を除く。）若しくは同法第七十五条の二第一項（同法第二十二条の二第一項及び第六十六条の二第一項の規定による指示に係る部分については第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含むものとし、同法第五十八条の四の規定による指示に係る部分を除く。）若しくは第二項（第十九条第一項の規定によ

（自動車運転代行業の要件）

第三条 （同上）

一 （同上）

二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により、若しくは道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四条第一項、第四十三条第一項若しくは第七十八条（旅客の運送に係る部分に限る。）の規定若しくは道路交通法第七十五条第一項（第一号から第四号まで及び第七号については第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含むものとし、第五号及び第六号を除く。）の規定に違反し、若しくは同法第七十五条第二項（同条第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる行為に係る部分については第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含むものとし、同法第七十五条第一項第五号及び第六号に掲げる行為に係る部分を除く。）若しくは同法第七十五条の二第一項（同法第二十二条の二第一項及び第六十六条の二第一項の規定による指示に係る部分については第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含むものとし、同法第五十八条の四の規定による指示に係る部分を除く。）若しくは第二項（第十九条第一項の規定によ

により読み替えて適用される場合を含む。) の規定による命令に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

三・四 (略)

五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が自動車運転代行業者の相続人であつて、その法定代理人が前各号及び第八号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。

六・八 (略)

により読み替えて適用される場合を含む。) の規定による命令に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

三・四 (同上)

五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が自動車運転代行業者の相続人であつて、その法定代理人が前各号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。

六・八 (同上)

四十七 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）（附則第五十一条関係）

改 正 案	現 行
（登録の申請）	（登録の申請）
第四十三条 前条第一項の登録を受けようとする者（以下「引取業登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。	第四十三条 （同上）
一・三 （略）	一・三 （同上）
四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名。第五十四条第一項第四号において同じ。）	四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所
五・六 （略）	五・六 （同上）
2 （略）	2 （同上）
（登録の拒否）	（登録の拒否）
第四十五条 都道府県知事は、引取業登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、申請書に記載された第四十三条第一項第五号に掲げる事項が使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の適正かつ確実な回収の実施の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載が	第四十五条 （同上）

あり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一五 (略)

六 引取業に~~関し~~成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第五十六条第一項第六号において同じ。）が前各号のいずれかに該当するもの

七 (略)

2 (略)

(許可の申請)

第六十一条 前条第一項の許可を受けようとする者（以下「解体業許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一五三 (略)

四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所。第六十八条第一項第五号において同じ。

五五六 (略)

2 (略)

(許可の基準)

一五 (同上)

六 引取業に~~関し~~成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

七 (同上)

2 (同上)

(許可の申請)

第六十一条 前条第一項の許可を受けようとする者（以下「解体業許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一五三 (同上)

四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所

法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所。第六十八条第一項第五号において同じ。

五五六 (同上)

2 (同上)

(許可の基準)

第六十二条 都道府県知事は、第六十条第一項の許可の申請が次の各号の

第六十二条 (同上)

いすれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 (略)

二 解体業許可申請者が次のいすれにも該当しないこと。

イ (略)

口 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ ハ (略)

ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がイからへまでのいすれかに該当するもの

チ チ (略)

2

一 (同上)

二 (同上)

イ (同上)

口 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ ハ (同上)

ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからへまでのいすれかに該当するもの

チ チ (同上)

2

(同上)

改	正	案	現	行
（欠格事由）	（欠格事由）	（欠格事由）	（欠格事由）	（欠格事由）
第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、インターネット異性紹介事業を行つてはならない。				
一 （略）	一 （同上）	一 （同上）	一 （同上）	一 （同上）
二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の处罚及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者				
三・四 （略）	三・四 （同上）	三・四 （同上）	三・四 （同上）	三・四 （同上）
五 未成年者（児童でない未成年者にあつては、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者並びにインターネット異性紹介事業者の相続人でその法定代理人が前各号及び次号のいずれにも該当しないものを除く。）	五 未成年者（児童でない未成年者にあつては、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者及びインターネット異性紹介事業者の相続人でその法定代理人が前各号のいずれにも該当しないものを除く。）	五 未成年者（児童でない未成年者にあつては、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者及びインターネット異性紹介事業者の相続人でその法定代理人が前各号のいずれにも該当しないものを除く。）	五 未成年者（児童でない未成年者にあつては、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者及びインターネット異性紹介事業者の相続人でその法定代理人が前各号のいずれにも該当しないものを除く。）	五 未成年者（児童でない未成年者にあつては、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者及びインターネット異性紹介事業者の相続人でその法定代理人が前各号のいずれにも該当しないものを除く。）
六 （略）	六 （同上）	六 （同上）	六 （同上）	六 （同上）

改

正

案

現

行

（附帯処分についての裁判等）

第三十二条 裁判所は、申立てにより、夫婦の一方が他の一方に対しても提
起した婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る請求を認容する判決において
、子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分、財産の分与に関する
処分又は標準報酬等の按^{あん}分割合に関する処分（厚生年金保険法（昭和
二十九年法律第百十五号）第七十八条の二第二項、国家公務員共済組合
法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十三条の五第二項（私立学校
教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準
用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法
律第百五十二号）第一百五条第二項の規定による処分をいう。）（以下「
附帯処分」と総称する。）についての裁判をしなければならない。

2
(略)

3
(略)

4 裁判所は、第一項の子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分に
についての裁判又は前項の親権者の指定についての裁判をするに当たつて
は、子が十五歳以上であるときは、その子の陳述を聴かなければなら
ない。

（附帯処分についての裁判等）

第三十二条 裁判所は、申立てにより、夫婦の一方が他の一方に対しても提
起した婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る請求を認容する判決において
、子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分、財産の分与に関する
処分又は標準報酬等の按^{あん}分割合に関する処分（厚生年金保険法（昭和
二十九年法律第百十五号）第七十八条の二第二項、国家公務員共済組合法
（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十三条の五第二項（私立学校教
職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準
用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律
第百五十二号）第一百五条第二項の規定による処分をいう。）（以下「
附帯処分」と総称する。）についての裁判をしなければならない。

2
(同上)

3
(同上)

4 裁判所は、第一項の子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分に
についての裁判又は前項の親権者の指定についての裁判をするに当たつて
は、子が十五歳以上であるときは、その子の陳述を聴かなければなら
ない。

改

正

案

現

行

（夫婦財産関係における管理者の変更等）

第六十一条（略）

2 家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）の適用に関しては、前項において準用する民法第七百五十八条第二項及び第三項の規定による財産の管理者の変更及び共有財産の分割に関する処分は家事審判法第九条第一項乙類に掲げる事項とみなし、前項において準用する民法第八百三十五条の規定による管理権喪失の審判は家事審判法第九条第一項甲類に掲げる事項とみなす。

（夫婦財産関係における管理者の変更等）

第六十一条（同上）

2 家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）の適用に関しては、前項において準用する民法第七百五十八条第二項及び第三項の規定による財産の管理者の変更及び共有財産の分割に関する処分は家事審判法第九条第一項乙類に掲げる事項とみなし、前項において準用する民法第八百三十五条の規定による管理権の喪失の宣告は家事審判法第九条第一項甲類に掲げる事項とみなす。

五十一 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（附則第五十五条関係）

改	正	案	現	行
<p>（欠格事由）</p> <p>第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>四・五 （略）</p> <p>六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>七・八・九・十・十一・十二 （略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第十条 （同上）</p> <p>一・二 （同上）</p> <p>三 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>四・五 （同上）</p> <p>六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>七・八・九・十・十一・十二 （同上）</p>			

五十二 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）（附則第五十六条関係）

改	正	案	現	行
		（欠格事由）		
		第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、探偵業を営んではならない。	第三条 （同上）	
一 （略）		二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者	一 （同上）	
三・四 （略）		三・四 （略）	二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者	
五 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの	六 （略）	六 （同上）	五 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの	

五十三 貸借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律（平成二十二年法律第号）（附則第五十七条関係）

改	正	案	現	行
（登録の申請）				
第四条 前条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。以下この章及び第七十一条第一号において同じ。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。	一（略）	一（略）	一（略）	一（略）
四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名（法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及びその役員の氏名）	五 （略）	五 （同上）	四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名	四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名
2 （略）	2 （同上）	（登録の拒否）	第六条 国土交通大臣は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第四条第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。	第六条 国土交通大臣は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第四条第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
一（略）	一（略）	（登録の拒否）		

四 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五〇七 (略)

八 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

九〇十四 (略)

2
(略)

四 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五〇七 (同上)

八 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

九〇十四 (同上)

2
(同上)